

# 相模原市告示第535号

## 相模原都市計画の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年12月25日

相模原市長 本村 賢太郎

### 1 都市計画の種類

相模原都市計画生産緑地地区

### 2 都市計画を定める土地の区域

#### (1) 追加する部分

相模原市中央区陽光台三丁目地内

#### (2) 削除する部分

相模原市中央区横山台二丁目地内

#### (3) 変更する部分

相模原市緑区大島、上九沢、二本松一丁目、二本松三丁目、橋本五丁目及び東橋本四丁目並びに中央区上溝、上矢部二丁目、田名及び南橋本四丁目並びに南区麻溝台、磯部、大野台五丁目、上鶴間二丁目、相模台五丁目、下溝、新戸、当麻、西大沼三丁目及び南台三丁目地内

### 3 都市計画の図書の縦覧場所

相模原市役所都市建設局まちづくり推進部都市計画課